

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）（総B3号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B4号）（総B5号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 「芸術創造連携研究機構」連携研究機構変更申請書について（研B3号）
6. 駒場ファカルティ・ハウス利用料金の値上げなどの変更について（研B5号）
7. 各委員会報告
8. その他
 - ・「退職教職員送別パーティー」のお知らせについて
 - ・教養教育高度化機構シンポジウムの開催について

○ 議題

1. 教授選考内規の一部改正について（総B2号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則の改正について（経B1号）
3. 教養学部規則の改正について（教B1号）
4. 教養学部後期課程における再入学に関する内規(案)について（教B2号）

教授会

○ 教員人事

退職転出等				1件
講師	報	告		2件
准教授	報	告		14件
教授	提	案		1件
	報	告		24件

計42件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2026年1月15日(木) 15:15~17:07
場所 Zoom会議
出席者 239名

議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、1月15日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、1月6日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

・豊田太郎広報委員会委員長から、駒場「2025」原稿執筆依頼について説明があった。

5. 令和7年度有形固定資産の実査について

道上達男副研究科長から報告があった。

6. その他

・研究科長から、渋谷区スクールバス停車場所としてのキャンパスの一部貸出について説明があった。

・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

○ 審議事項

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B4号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

川喜田敦子副研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

4. 21 KOMCEE East K011 講義室及び21 KOMCEE West レクチャーホールネーミングプランについて

道上達男副研究科長から、資料(経B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

5. 「共創研究」社会連携講座変更(期間延長・増額)について

池上高志教授から、資料(研B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

6. 学科別入学定員の調整について

清水剛副研究科長から、資料(教B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

7. 教養学部規則の改正について

清水剛副研究科長から、資料(教B2号)に基づき説明があった。

8. その他

研究科長から、2026年度総務委員会及び拡大教授会開催日程等(案)について、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

退職転出等				1 件
講 師	報 告			5 件
准 教 授	報 告			4 6 件
教 授	報 告			8 7 件

計 1 3 9 件

以上

議題及び資料

01	学内外情勢 (資料1) 学内外情勢	総長
02	令和7(2025)年度理事等の分担 (資料2) 令和7(2025)年度理事等の分担	総長
03	就業規則等の改正 * 審議 (資料3) 就業規則等の改正(案)	角田理事
04	本郷キャンパスの地区計画 * 報告 (資料4) 本郷キャンパスの地区計画について(教職員限り)	相原理事 浅見執行役
05	(本郷)弓道場及び東京大学広報センターの国登録有形文化財化申請 * 報告 (資料5) (本郷)弓道場及び東京大学広報センターの国登録有形文化財化申請について	出口執行役
06	TSCP促進事業の見直し * 報告 (資料6) 6-1:TSCP促進事業の見直しについて、6-2:「TSCP促進事業」実施要領、 6-3:TSCP促進事業の応募・選定・実施フロー、6-4:(参考)BCM(ビル・カーボン・マネジメント)について、 6-5:2026年度TSCP促進事業(TSCP対策候補事業)の募集について(依頼)	出口執行役
07	共用研究設備システムの研究設備情報の新規登録・確認 * 報告 (資料7) 共用研究設備システムの研究設備情報の新規登録・確認について(照会)	齊藤理事
08	令和7年度コンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施報告 * 報告 (資料8) 令和7年度コンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施報告(学内教職員限り)	角田理事
09	2025年度DEI研修の実施報告 * 報告 (資料9) 9-1:2025年度全教職員必修DEI研修の受講状況(実施報告)、 9-2:部局別受講割合(12月27日0時現在)(役員・部局長・部長限り)、 9-3:2025年度全教職員必修DEI研修の再実施について(未受講者・新規採用者向け)	林理事
10	令和7年度本部防災訓練実施報告 * 報告 (資料10) 令和7年度本部防災訓練実施報告	岸執行役
11	令和7年度安否確認訓練実施結果報告 * 報告 (資料11) 令和7年度安否確認訓練メール回答結果(学内限り)	岸執行役
12	「UTokyo WAY」の発行 * 報告 (資料12) UTokyo WAY	相原理事
13	第6回Beyond AI研究推進機構国際シンポジウムの開催 * 報告 (資料13) 第6回Beyond AI 研究推進機構国際シンポジウム	齊藤理事
14	相談支援研究開発センター「キャンパスウェルビーイング推進分野」設立記念公開シンポジウム * 報告 (資料14) 相談支援研究開発センター「キャンパスウェルビーイング推進分野」設立記念公開シンポジウムの開催について (ご案内)	佐藤岩夫執行役

議題及び資料

15 その他

(1) 2025年度東京大学新任部局長等研修の実施

角田理事

(資料15) 2025年度東京大学新任部局長等研修実施要項

(2) 令和7(2025)年度科所長会議名簿

総長

(資料16) 研究科長・学部長・研究所長会議(科所長会議)

議題及び資料

01 学内外情勢	総長
(資料1) 学内外情勢	
02 東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する行動ガイドライン * 審議	林理事
(資料2) 2-1:東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する行動ガイドライン(学内限り)、 2-2:東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する行動ガイドライン(案)(学内限り)	
03 就業規則等の改正(令和8年4月1日改正) * 審議	角田理事 菅野理事
(資料3) 3-1:就業規則等の改正(案)、3-2:東京大学旅費規程・旅費支給要領の改正について(学内限り)	
04 令和8(2026)年度総長選考プロセスのイメージ * 報告	浦野薬学系研究科長 (総長選考・監察会議 議長代行)
(資料4) 4-1:R8(2026)年度東京大学総長選考プロセスのイメージ、 4-2:総長選考におけるシステムを用いた投票の実施	
05 総長室総括委員会下の機構(Beyond AI 研究推進機構)の自己点検・評価結果及び設置 * 報告	齊藤理事
(資料5) 総長室総括委員会下の機構(Beyond AI 研究推進機構)の自己点検・評価結果及び設置	
06 2025年度Global Navigation Board * 報告	林理事
(資料6) 6-1:UTokyo Global Navigation Board 開催概要、6-2:GNB会議要旨(日英)	
07 2026年度情報セキュリティ教育の実施 * 報告	田浦執行役
(資料7) 本学の情報システムを利用する全構成員を対象とした情報セキュリティ教育の実施について(依頼) (学内教職員限り)	
08 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 * 報告	齊藤理事
(資料8) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	
09 その他	津田理事
(1) 体験型活動プログラムの報告会	
(資料9) 2025年度体験型活動プログラム報告会の開催について	
(2) 令和7(2025)年度科所長会議名簿	
総長	
(資料10) 研究科長・学部長・研究所長会議(科所長会議)	

議題及び資料

-
- 01 学内外情勢 総長
- (資料1) 学内外情勢
-
- 02 就業規則等の改正(令和8年3月1日改正) 角田理事
- * 審議**
- (資料2) 2-1:就業規則等の改正(案)、2-2:特定有期雇用教職員等及び短時間勤務有期雇用教職員の基本給について(依頼)(案)
-
- 03 国際交流協定(全学)の終結 林理事
- * 審議**
- (資料3) 国際交流協定(全学)の終結について(依頼)
-
- 04 教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループの設置 佐藤岩夫執行役
- * 報告**
- (資料4) 教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループの設置について
-
- 05 研究費不正使用防止eラーニングの導入 齊藤理事
- * 報告**
- (資料5) 研究費不正使用防止eラーニングの導入について(通知)
-
- 06 「第1回シンポジウム—医療情報を利活用した研究開発から社会実装への課題と道筋—」の開催 津田理事
- * 報告**
- (資料6) 第1回シンポジウム—医療情報を利活用した研究開発から社会実装への課題と道筋—開催のご案内
-
- 07 その他 津田理事
- (1) 令和8(2026)年度会議等予定表
- (資料7) 令和8(2026)年度会議等予定表(案)Ver.2
-
- (2) 令和9(2027)年度学術システム研究センター研究員候補者の推薦 齊藤理事
- (資料8) 令和9(2027)年度学術システム研究センター研究員候補者の推薦について(依頼)
-

・休業4日以上

- 25300I** 事務職員(女性:57歳);構内の坂を下っていたところ路面の凹凸に気づかず転倒。右足首を骨折した(休業5日)。
- 25303I** 自動車運転手(男性:63歳);公用車のタイヤに乗ってフロントガラスを拭いた後、足を地面に下ろした際にバランスを崩して右下腿腓腹筋を部分断裂した(休業10日)。
- 25311I** 事務職員(女性:59歳);キャスター付きの椅子に乗って壁掛け時計の電池交換をしようとしたところ、キャスターが動き椅子から転落。顔面を打撲し左手首を骨折した(休業30日)。
- 25313I** 教授(男性:57歳);国外に向かう空港出発ロビーで、床にこぼれたコーヒーにより滑って転倒し腰と脚を強打。帰国後、脊髄硬膜外出血と診断された(休業1月)。

・休業4日未満

- 25294M** 事務職員(女性:54歳);階段を下りようとして足を滑らせ、踊り場まで2m程転落。右後頭部、右肩、脇腹、膝を打撲した(休業2日)。3 cm ほどのヒールのある靴を履いていた。
- 25304M** 看護師(女性:58歳);医療機器のコード数本に左足が引っかかって転倒し、左手首・手関節を骨折し両膝を打撲した(休業1日)。コードが整理整頓されておらずモールなども設置されていなかった。

・不休業

- 25271F** 技術職員(男性:40歳);大型のブロワーを背負っての枯草除去作業中、足を滑らせ 50cm 程の高さの不安定な岩場から転落し、左足首を捻って捻挫した。
- 25274F** 教授(男性:60歳);床に敷いた薄い鉄製の蓋の上で作業していたところ、蓋がたわんだために足が床下に滑落ししまい両足にかすり傷を負った。
- 25278F** D3(男性:26歳);王水を用いて金属試料を溶解する際、反応を促進しようと超音波洗浄機にかけたところ大量の気泡が発生して液体とともに噴出。王水が上半身に飛散し、角膜の一部損傷と首などに2度の化学熱傷を負った。作業はドラフトチャンバー内で実施すべきであったし、保護めがねも顔に密着するものを装着すべきであった。
- 25285F** M1(女性:25歳);注射針をマウスに刺そうとしたところ、誤って自分の手の指に刺してしまった。
- 25289F** 教授(男性:59歳);急いで階段を下りていて段を踏み外し、足の小指を骨折した。
- 25290F** B1(男性:20歳);ガラス製漏斗を用いる作業をしていたところ、過度な力をかけたため破損し、左手人差し指に切創を負った。
- 25295F** 看護師(男性:41歳);屈んで患者の処置を行った際に、モニターの角で頭部を強打し出血した。
- 25297F** M1(男性:24歳);ガラス管を穴あきゴム栓に無理に入れようとしてガラス管を破損し、割れたガラスで人差し指を切傷した。
- 25302F** B1(男性:19歳);学生実験中にガラス器具を洗浄していたところ、手を滑らせて実験台の上にと落ちて破損し、右掌に切創を負った。
- 25305F** 薬剤主任(51歳);スマートフォンを操作しながら早歩きしていて、ポールコーン(車線分離標)に気付かず躓いて転倒。持っていたスマートフォンと地面で右胸を強打し右側肋骨を骨折した。
- 25307F** 事務職員(女性:54歳);階段を踏み外して転び、右足首を捻挫した。電車遅延のため慌てていた。
- 25312F** B4(男性:22歳);コンプレッサー用チューブが外れて目の上部に当たり、裂傷、腫れ、左目の前房出血及び網膜振盪を負った。チューブを継ぎ手に差し込むとロックがかかる仕様であったが、差し込み具合が浅くロックが掛かっていなかった可能性がある。
- 25315F** 事務職員(女性:51歳);被災者とは別の職員が机を持ち上げて運んでいたところ、机の脚が被災者の鼻に当たり打撲した。

25316F 特任研究員(男性:66歳);総重量30kg 程の実験機器を台車に載せて移送中、実験室間にあった約6cmの段差でバランスを崩して衝撃を受け、右足ふくらはぎ、左膝、腰に疼痛が発生した。

・通勤災害

25272J 事務職員(女性:60歳);浮き上がった石畳に躓いて転倒し、顔面裂傷と右手首骨折を負った(休業7日)。前方の信号に気を取られていたうえ、人の往来も激しかったために足元の確認がおろそかになっていた。

25281J 特任助教(女性:40歳);バス降車時に転倒し、腹部打撲と左足首捻挫を負った。通常とは違うバス停を利用の上に夜間で視界も悪く、妊娠中で足元の確認も困難だった。

25291J 事務職員(女性:52歳);徒歩通勤中、人を避けようとして右手を歩道用防護柵(ガードパイプ)の支柱の角にぶつけ、靭帯損傷と亀裂骨折を負った。

25299J 事務職員(女性:57歳);徒歩通勤中、転倒して左肩腱板を損傷した。

・ヒヤリハット。人的被害と物的被害なし

25275H 助教(男性:36歳);ドローンを飛行させていたところ、強風により思うように飛行できなくなりバッテリーを消耗して国有林内に墜落した。

25277H 助教(男性:44歳);使用していない小部屋に有機溶媒臭が立ち込める事象が確認された。屋上に設置されたドラフトチャンバーの排気が、エアコン吸気口を通して部屋に流入したためと考えられる。

25282H 技術職員(男性:57歳)・D2(男性:26歳)・M1(男性:24歳)・M1(男性:23歳);燃焼実験で排気煙が過多となり火災報知器が作動した。初めて使用する実験装置で、燃料調節弁の流量の見積もりを誤っていた。

25283H 技術職員(男性:40歳);電動刈払い機の金属刃の止めネジが緩んでいたためか、除草作業中に刃が本体から外れて5m程飛んだ。使用前にネジの状態を確認していなかった。

25286H 業務協力者(男性:45歳);酸素濃度計のアラームが二箇所でも誤作動した。濃度計は年1回程度の点検・校正作業が必要であるが、4年間ほど実施していなかった。

25287H 特任研究員(男性:31歳);殺菌消毒剤のコックにかぶせていた蓋を勢いよく開けてしまったため、蓋に残っていた液が跳ねて左眼に入った。保護メガネを着用していなかった。

25293H D1(男性:25歳);液体窒素を充填した120L自加圧式容器をスロープで転倒させてしまったが漏洩はなかった。2人以上で運ぶべきところを1人で運搬していた。

25308H 看護師(女性:47歳);延長コードのプラグをコンセントに挿したところプラグから火花が発生。別のコンセントにかえてプラグを挿したところ再度火花が発生した(非火災扱い)。プラグの経年劣化の可能性が考えられる。

25318H D3(男性:31歳);燃焼実験中に装置上部の天井にあった火災報知器が作動した。通常は装置上部に排気配管を設置して実験をしているが、排気配管の影響を調べるために配管を取り外した状態で実験していた。

・その他

25280S B4(女性:22歳);体調不良のため研究室で倒れ救急搬送。脱水状態および低血糖症と診断された(休業3日)。数週間前から体調不良のなかストレスのある環境で研究に従事していた。

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

25292Nf コードが断線していることを認識していたにもかかわらずドライヤーに通電しようと試したところ、コードの根本から火花が発生した(非火災扱い)。

25306Nf 看護師(女性:40歳);以前より接続不良が疑われていた電気ポットのプラグをコンセントへ抜き差ししたところ、コードから数 cm 程の炎が上がったため手で払って消火した(火災認定)。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

25273Nd 漏電警報が立て続けに発報したため原因を調査していたところ、ロータリーエバポレータ用ウォーターバスからの漏電が確認された。

25279Nd M2(男性:24歳)・研究員等(男性:29歳);温調装置の不具合に起因して漏電警報が発報した。

25298Nd M1(女性:22歳);公用車による野外調査中、立ち寄った店舗の駐車場で確認不十分なまま後退させて他車と接触した。調査日程が過密だった。

25301Nd テーブルタップ交換の際にコンセントの焦げを発見した(火災認定なし)。ツイストロック式のコンセントに挿していたプラグの回転が不十分で、コンセントとプラグの間に隙間ができて埃が溜まっていた可能性がある。

25309Nd 共同利用研究員(女性:38歳);業務帰りに立ち寄ったスーパーの駐車場で停車中、後退してきたトラックに衝突され公用車が損傷した。

25310Nd B4(男性:23歳);高温乾燥機でプラスチックのチップとケースを 120 度で乾燥させていたところ、プラスチックが溶解して電熱線に落下したため異臭・煙が発生した。プラスチックの耐熱温度は 140 度程であったが、乾燥機の扉が閉まりきっていなかったために温度センサーが正しい温度を検知できず、装置内が局所的に 140 度以上になっていた可能性がある。

25314Nd 技術職員(女性:39歳)・事務職員(女性:57歳);壁付けコンセントの焼け焦げが発見された(火災認定)。コンセントを使用していたプラグに衝撃が加わったため、一時的にコンセントの抵抗が高まり焦げが生じた可能性がある。

25317Nd 助教(男性:65歳);駐車しようとバックモニターを確認しながら後退させていたが、看板から飛び出ている横棒を見落としとして衝突。バックドアのガラス面を破損した。同乗者は車外に出ていたが誘導はしていなかった。

・人的被害なし、設備災害でない有害物(臭)流出あり

25288Ni B4(女性:22歳);ジカウイルス接種プラスチックプレートを運搬中に床に落とし、培養液が飛散した。

25296Ni 助教(男性:42歳)・技術職員(女性:63歳)・技術職員(女性:43歳);飽和濃度のミョウバン水溶液をそのまま流し台に流したため、建屋排水槽の pH 異常(酸性)が発報した。中和作業で中和剤の種類と量を誤り再度 pH 異常(アルカリ性)が発報した。

以上 教養学部等環境安全管理室

2026年2月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

・休業4日以上

25325I 臨床検査技師(男性:61歳);スロープを下っていたところアスファルトの継ぎ目に躓き転倒し、左顔面、左上腕、右足親指を骨折した(休業20日)。コートのポケットから手袋を取り出そうとして両手をポケットに入れていた。

・休業4日未満

25319M 事務職員(女性:51歳);構内を歩いていたら、転倒して左肩を骨折した(休業1日)。降雨で路面が滑りやすくなっていた。

25322M 副看護師長(女性:55歳);駆け足で移動中に廊下の交差点で他者と衝突して転倒し、頭部に打撲を負った(休業1日)。救急放送があり急いでいた。

・不休業

25320F 特任研究員(女性:60歳);建物ピロティ部分に設置されたガラス壁に衝突し頭部打撲、脳震盪を起こした。日没後でも照明が点いておらずガラス面を認識できなかった。

25326F 教授(女性:55歳);駅のコンコースで転倒して右顎下部に裂傷を負った。乗り換え時間に間に合うように走って移動していた。

25330F 学術専門職員(女性:57歳);構内を歩行中に僅かなアスファルトの盛り上がり気付かずバランスを崩して転倒。右足首を剥離骨折した。

25332F 教授(男性:53歳);テーブルタップ本体とケーブル部分の接続部付近を持ち上げた際、火花が散って右指人差し指に火傷を負った(火災認定)。25年以上前に製造されたタップを使用していた。

・通勤災害

25321J 特任助教(女性:47歳);自転車を運転中、同乗していた子どもが動いたため操作を誤り鉄柱に衝突。肋軟骨を損傷した。

25324J 事務補佐員(女性:60歳);自動車で退勤中に信号待ちをしていたところ後部から追突された。全身打撲、むち打ち症状のほか痺れの症状もあった(休業20日)。

25331J 研究員等(女性:26歳);信号機のない横断歩道を横断中に左からオートバイに追突され転倒。後頭部と右足首を強打した。

25333J 派遣職員(女性:58歳);満員電車に乗り込もうとしたところ、右足を踏み外して半身がホームと電車の間に落ちた。落下の衝撃と這い上がる際に左膝を捻挫し、左足甲も負傷した。発車ベルが鳴っている電車に乗り込もうと急いでいた。

25334J 学術専門職員(女性:51歳);駅のエスカレーターを歩行中に転倒し、左手首を骨折した。発車間近の電車に乗り込もうと急いでいた。

・その他

25323S 看護師(女性:33歳);酔倒した救急搬送患者が暴れるので制止しようとしたところ暴行を受け、右肩を打撲した。

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

25229Nf M1(男性:24歳);実験で発生したすす状のマンガン微粉末を紙ワイパーで拭き取り、金属製ゴミ箱に廃棄したところ発火した(火災認定)。マンガン微粉末が酸化し、酸化熱で紙ワイパーに引火したものである。

・人的被害なし、設備災害でない破裂あり

25327Nb M2(男性:24歳);実験中に石英管内部で大きな爆発音が生じた。実験の副生成物で爆発性を有するクロロラン系ポリマーが石英管内に付着・堆積しており、これが何らかの原因で急激に反応した可能性が高い。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

25328Nd 助教(男性:36歳);レンタカーを運転中に接触事故を起こした。レンタルした車種(ハイエース)の車体の大きさに慣れていなかった。

以上 教養学部等環境安全管理室

研究費の不正使用の注意喚起

過去に不正認定された事例に学び、不正使用とならないように注意しましょう。

〈目的外使用、カラ謝金、架空請求〉

国立成育医療研究センターで発生した事例

- × 当該診療部長は、研究課題の目的に反する業務に対して、役務費・会議費・謝金・物品費・旅費として研究費を支出させており、目的外使用による研究費の不正使用が認められた。また、未実施のアンケート調査や未完成の動画作成についての架空請求、実際に講演を行っていない者に対して講演の対価を支払う等のカラ謝金も認められた。

【補足】

国立成育医療研究センターの業務とは無関係な出張に対する旅費の申請や成果物を個人的に取得していたものについて、私的流用と判断されました。

〈不当な請求〉

東京科学大学で発生した事例

- × 調査対象者（環境・社会理工学院 博士課程学生）は、同研究室に在籍する学生（以下、「関係学生」という。）が個人的に使用する目的で購入したデスクトップ型モニターのクレジット明細を使用し、自身の立替払として大学へ請求手続きを行い、令和 6 年 1 月 19 日に大学から代金の振込を受けた。

【補足】

環境・社会理工学院 教授が不正に直接関与していないが善管注意義務に違反したと判断されました。また、所属研究室において杜撰な予算執行が行われていたことが不正の発生要因として挙げられました。

文科省 HP に記載されている過去の研究機関における不正使用事案
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

様式 4 - 1

令和8（2026）年〇月 〇日

総 長 殿

大学院総合文化研究科長	寺田 寅彦
大学院医学系研究科長	南學 正臣
大学院教育学研究科長	勝野 正章
大学院工学系研究科長	加藤 泰浩
大学院情報学環長	目黒 公郎
大学院人文社会系研究科長	村本 由紀子
新領域創成科学研究科長	伊藤 耕一
大学院数理科学研究科長	平地 健吾
生産技術研究所長	年吉 洋
先端科学技術研究センター所長	杉山 正和
総合研究博物館長	西秋 良宏
相談支援研究開発センター	佐藤 岩夫
附属図書館長	坂井 修一

連携研究機構変更申請書

東京大学連携研究機構規則第6条の規定に基づき、下記のとおり連携研究機構の変更を申請致します。

記

連携研究機構の名称： 芸術創造連携研究機構

変更の内容及びその理由： (内容) 連携部局の追加
変更前：12部局
変更後：現行の12部局に加え、新たに相談支援研究開発センターが連携部局として参画します。
(理由) 心理学・精神医学・多文化支援分野における芸術に関連した研究を推進するため、連携部局に追加する。

※その他の変更については別紙新旧対照表を参照のこと。

変更予定年月日： 令和 8（2026）年4月1日（設置年月日：令和7（2025）年4月1日）

東京大学 連携研究機構 概要

1	変更予定年月日	令和8(2026)年4月1日 (設置年月日: 令和7(2025)年4月1日)																																																															
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 (全学組織を含む)	総合文化研究科、医学系研究科、工学系研究科、人文社会系研究科、教育学研究科、数理科学研究科、新領域創成科学研究科、情報学環、生産技術研究所、先端科学技術研究センター、附属図書館、総合研究博物館、相談支援研究開発センター																																																															
3	学外の連携機関・企業等																																																																
4	組織の名称 (英語名称)	芸術創造連携研究機構 (英語名称: The University of Tokyo Art Center)																																																															
5	全体概要	<p>本機構は、「アートで知性を拡張し、社会の未来をひらく」という目標を掲げて、芸術創造に関する分野融合型の研究を推進することを目指す。STEAM教育と研究を連携させた人材育成に取り組むと同時に、その方法を開発する。</p> <p>本学では、文系、理系を問わず、複数の部局で様々な専攻や分野の研究者が芸術に関する研究や教育、芸術的活動を行っており、学外の芸術家と協働する研究や教育も進められているが、部局や専攻を超えた研究者間の交流は必ずしも活発ではなかった。</p> <p>本機構は、総合大学本来のあり方に則り、芸術創造に関連する多様な分野の研究者が部局を横断して連携し、芸術家との協働・連携も行いながら、芸術創造に関する分野融合型の共同研究を推進する。そして、STEAM教育プログラムと研究を連携させて、芸術的感性の養成を通して多様な価値観や創造的な発想力を持つ人材の育成に取り組むと同時に、その人材育成法を開発する。</p> <p>他にも、創作活動を技術的に支援する「アート・ラボ」、研究と創作を横断する価値創造を実現する「クリエイティブ・アーカイヴ」や「アーティスト・イン・レジデンス」等の設置も目指す。</p> <p>本機構の前身となった機構(「前身機構」という。)は、2019年に設置され、5年間の活動を通して部局を超えた研究者のネットワークを構築してきた。2021年度には教養学部前期課程に芸術実技を含む「アドバンスト文理融合科目」の設置や運営を担い、STEAM教育と研究の連携を通して学際的研究を推進すると同時に、研究者と芸術家が参画するシンポジウムを開催するなど、本学において芸術と学術の協創に取り組んできた。本機構では、これまで前身機構で取り組んできた分野融合型の共同研究や人材育成をさらに発展させ、東京芸術大学との連携など進行中の事案の実現に向けて取り組む。</p>																																																															
6	設置目的	<p>芸術創造の力によって最先端の文理融合型研究を牽引するために形成した部局連携のプラットフォームを維持・強化する。芸術家との協働による学術的問いの発見や芸術が媒介する諸分野連携を促進し、学術を拡張する。特に芸術家と連携したSTEAM教育プログラムと研究とを連携させることで、学部生を含む若手研究者、各参画部局の教員、芸術家などが協働する学際的研究を推進すると同時に人材育成法を開発する(学問的効果)。</p> <p>シンポジウム開催などを通して、研究成果の社会へのフィードバックを行い、芸術協働の方法論を積極的に発信していく。さらに、文系・理系を問わず、芸術を通して創造的な思考力、挑戦的な実践力を養うことにより、新たな感性や構想力に富み、情操に恵まれた研究者を、未来社会を牽引する人材として育て、社会ならびに学界への還元を果たす(社会的効果)。</p> <p>さらに、研究者と芸術家、本学と芸術関係の企業・財団・展示施設・教育機関等との連携を進め、日本の国立大学・総合大学では初めてとなる常設のクリエイティブ・アーカイヴ、アート・ラボ等の設置を準備する。</p> <p>本学は2019年に前身機構を設置したことによって、世界トップクラスの大学に後れをとっていた芸術研究教育の全学的組織化を達成し、世界のトップスクールとしての認知度を高めることが可能となり、国際学術交流を増加させることができるようになったが、本機構でもこれをさらに発展させていく。</p>																																																															
7	連携研究機構の長 (氏名・所属・職名)	加治屋健司・総合文化研究科・教授																																																															
8	参画教員	別紙のとおり																																																															
9	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 人事管理体制	機構は、機構長及びフェロー(参画教員)によって構成される。他に、副機構長及び客員フェローを置くことができる。機構の管理及び運営に関する重要事項についての審議及び決定を行うための組織として、機構に、連携部局から選出された教員及び構成部局に所属するその他の教員により構成される運営委員会を置く。																																																															
10	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 予算運用体制	<table border="1"> <tr> <td>概要説明</td> <td colspan="6">機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)を中心に運営している。前身機構において、令和5(2023)年度までは、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金を得てきた。令和6(2024)年度以降は確定していない。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボ及びアーカイヴ等を整備していく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">実施予定期間における年度別 予算運用計画 ※変更後直近5年中における年度別 予算運用計画を記載下さい。(単位: 百万円)</td> <td></td> <td>令和8(2026)年度</td> <td>令和9(2027)年度</td> <td>令和10(2028)年度</td> <td>令和11(2029)年度</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>事業総額</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>事業実施費 ※研究に直接関係する費用</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>-</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>運営費 ※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用(環境整備費等)</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>-</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業総額の 財源内訳を記入して下さい。 ※必要に応じて行を追加して下さい。</td> <td colspan="5">財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。</td> <td>金額 (百万円)</td> </tr> <tr> <td>大学運営費</td> <td colspan="5"></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="5"></td> <td>10</td> </tr> </table>	概要説明	機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)を中心に運営している。前身機構において、令和5(2023)年度までは、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金を得てきた。令和6(2024)年度以降は確定していない。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボ及びアーカイヴ等を整備していく。						実施予定期間における年度別 予算運用計画 ※変更後直近5年中における年度別 予算運用計画を記載下さい。(単位: 百万円)		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計	事業総額	10	10	10	10	-	40	人件費	5	5	5	5	-	21	事業実施費 ※研究に直接関係する費用	4.5	4.5	4.5	4.5	-	16.5	運営費 ※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用(環境整備費等)	0.5	0.5	0.5	0.5	-	2.5	変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業総額の 財源内訳を記入して下さい。 ※必要に応じて行を追加して下さい。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。					金額 (百万円)	大学運営費						10	計						10
概要説明	機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)を中心に運営している。前身機構において、令和5(2023)年度までは、公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金を得てきた。令和6(2024)年度以降は確定していない。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボ及びアーカイヴ等を整備していく。																																																																
実施予定期間における年度別 予算運用計画 ※変更後直近5年中における年度別 予算運用計画を記載下さい。(単位: 百万円)		令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計																																																											
	事業総額	10	10	10	10	-	40																																																										
	人件費	5	5	5	5	-	21																																																										
	事業実施費 ※研究に直接関係する費用	4.5	4.5	4.5	4.5	-	16.5																																																										
運営費 ※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用(環境整備費等)	0.5	0.5	0.5	0.5	-	2.5																																																											
変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業総額の 財源内訳を記入して下さい。 ※必要に応じて行を追加して下さい。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。					金額 (百万円)																																																											
	大学運営費						10																																																										
	計						10																																																										

11	設置予定期間及び自己評価を行う時期	期間：令和6（2024）年4月1日 ～ 令和11（2029）年3月31日 自己評価実施予定期間：令和10（2028）年3月
12	実施内容	<p>本機構の活動は、基本活動と重点活動からなる。</p> <p>本機構の基本活動は共同研究である。各研究者は、国内外の研究者や芸術家と連携・協働しながら共同研究を行っているが、本機構は、芸術関連の研究に関する情報を集約して、研究を学内外で見えやすくすることで、新たな共同研究や他分野の研究者の参画などを促したり、外部資金の調達を進めたりすることを目指す。</p> <p>重点活動は、STEAM教育と研究を連携させた人材育成及びその方法の研究である。STEAM教育として学術的知見を活かしたプロジェクト型の芸術教育を行い、芸術的感性の養成を通して多様な価値観や創造的な発想力を持つ人材の育成に取り組むと同時に、その人材育成法を研究する。</p> <p>もうひとつの重点活動は社会連携である。研究会、講演会、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを開催して、研究成果の社会還元を進める。そして、研究成果の芸術界へのフィードバックを通して、国内外の芸術創造の振興に貢献する。</p> <p>他にも、学生や研究者による創作活動を技術的に支援し、科学技術を用いた共同教育研究の拠点となる「アート・ラボ」、芸術資源を収集・保存すると同時に公開・活用し、研究と創作を横断する価値創造を実現する「クリエイティブ・アーカイヴ」、国内外の芸術家が滞在して創作活動を行い、本学の学術資源を可視化して世界に発信する「アーティスト・イン・レジデンス」などの設置を準備する。</p>
13	本学の基本方針との具体的な関連性	<p>本機構はUTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」の目標に取り組む。芸術創造に関して、多様な分野の研究者が連携し、芸術家との連携・協働も行いながら分野融合型の研究を推進する（1-2【多様な学術の振興】）。構成員の多様化を推進する（2-1【包摂性への感受性と創造的な対話力をはぐくむ教育】、3-1【安心して活動でき世界の誰もが来くなるキャンパス】）。教養学部と教育学部で芸術実践の授業を提供して、芸術的感性の養成を通じた多様な価値観や創造的な発想力を持つ人材の育成に取り組む（2-3【学部教育：専門性に加えて幅広い教養と高い倫理性を有する人材の育成】）。客員フェローの教育学部附属学校教諭を通して附属学校との連携を推進する（3-4【社会への場の広がり】）。</p>
14	組織創設にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由
		UTokyo Compassに沿った、分野横断的な研究活動、及び研究成果の社会還元を明確に可視化するため。また、それにより産学の連携を図り、学外の資金調達を円滑に行うため。
		②連携研究機構制度の活用が最適とした理由
		前身機構は2019年に連携研究機構として設置され、学内の芸術関連の研究者が単独で行っていた芸術関連の研究の連携を図り、各研究活動の活性化を促すのに、十分な成果が上がっており、引き続き、本制度を活用することが最も相応しいと判断したため。また、本機構の活動は「学の融合による新たな学知を創ることを促す」という連携研究機構の主旨に即するものであり、関係する複数の部局の発意に基づき、連携した取り組みを推進する体制を推進することが可能であるからである。さらに、本学の芸術関連の研究教育のプラットフォームとして、学内外の研究交流や情報共有を推進するために最適だと考えられるためでもある。
15	既存組織（※）との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、総長室総括委員会下の機構等	2019年の前身機構設置時には、本学には芸術関連の研究を集約する組織は存在していなかった。隣接分野のデザインを中心に活動する東京大学生産技術研究所価値創造デザイン推進基盤や先端科学技術研究センター先端アートデザイン分野とも交流を図った結果、参画機関として加わるようになった。
16	将来計画	<p>本機構は、本学のアートセンターとして、複数の企業・財団・展示施設・教育機関等との連携も視野に入れて活動の拡大を進める。</p> <p>将来的には、学生や教員による創作活動を技術的に支援し、科学技術を用いた共同教育研究の拠点となる「アート・ラボ」、各部局にある文化資産を調査し、収集・保存すると同時に公開・活用し、研究と創作を横断する価値創造を実現する「クリエイティブ・アーカイヴ」、国内外の芸術家が滞在して創作活動を行い、本学の学術資源を可視化して世界に発信する「アーティスト・イン・レジデンス」なども設置して、さらに活動を広げる予定である。</p>
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載	総合文化研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		医学系研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		教育学研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		工学系研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		情報学環 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		人文社会系研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		新領域創成科学研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		数理科学研究科 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		生産技術研究所 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		先端科学技術研究センター 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		総合研究博物館長 令和8（2025）年〇月〇日 承認
		相談支援研究開発センター 令和8（2025）年〇月〇日 承認
附属図書館長 令和8（2025）年〇月〇日 承認		
18	備考	

芸術創造連携研究機構 参画教員一覧

(令和 8 (2026) 年 4 月 1 日)

1. 連携研究機構の長

氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
加治屋 健司	教授	超域文化科学専攻	

2. その他の参画教員

部局名	総合文化研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
池上 高志	特任教授	広域科学専攻	
今橋 映子	教授	超域文化科学専攻	
植田 一博	教授	広域科学専攻	次世代知能科学研究センター
沖本 幸子	教授	超域文化科学専攻	
折茂 克哉	助教	超域文化科学専攻	
金井 学	特任准教授		
韓 燕麗	教授	超域文化科学専攻	
工藤 和俊	教授	広域科学専攻	知能社会創造研究センター、スポーツ先端科学連携研究機構、ヒューマニティーズセンター
清水 晶子	教授	超域文化科学専攻	
舘 知宏	教授	広域科学専攻	
中井 悠	准教授	超域文化科学専攻	
針貝 真理子	准教授	超域文化科学専攻	
星野 太	准教授	超域文化科学専攻	
松井 裕美	准教授	超域文化科学専攻	
三輪 健太郎	准教授	超域文化科学専攻	
四本 裕子	教授	広域科学専攻	心の多様性と適応の連携研究機構

部局名	医学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
田中 庸介	講師	分子細胞生物学専攻	
辻 陽介	特任准教授	次世代内視鏡開発講座	

部局名	工学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
安原 幹	准教授	建築学専攻	
村上 存	教授	機械工学専攻	価値創造デザイン人材育成研究機構

部局名	人文社会系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
阿部 公彦	教授	欧米系文化研究専攻	総合文化研究科附属国際日本研究教育機構、ヒューマニティーズセンター
小林 真理	教授	文化資源学研究専攻	
高岸 輝	教授	基礎文化研究専攻	
楯岡 求美	教授	欧米系文化研究専攻	
芳賀 京子	教授	次世代人文学開発センター	知能社会創造研究センター
吉田 寛	教授	基礎文化研究専攻	

部局名	教育学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
浅井 幸子	教授	学校教育高度化専攻	
遠藤 利彦	教授	総合教育科学専攻	
勝野 正章	教授	学校教育高度化専攻	
新藤 浩伸	准教授	総合教育科学専攻	ヒューマニティーズセンター
福留 東土	教授	総合教育科学専攻	
山名 淳	教授	総合教育科学専攻	ヒューマニティーズセンター

部局名	数理科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
平地 健吾	教授	数理科学専攻	
松井 千尋	准教授	数理科学専攻	

部局名	新領域創成科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
佐藤 淳	准教授	社会文化環境学専攻	
小崎 美希	准教授	社会文化環境学専攻	

部局名	情報学環		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
寛 康明	教授		インクルーシブ工学連携研究機構、次世代知能科学研究センター、知能社会創造研究センター、価値創造デザイン人材育成研究機構
高木 紀久子	特任准教授		
高木 聡一郎	教授		
苗村 健	教授		情報理工学系研究科、バーチャルリアリティ教育研究センター、価値創造デザイン人材育成研究機構、エドテック連携研究機構、インクルーシブ工学連携研究機構、次世代知能科学研究センター
渡邊 英徳	教授		デジタル空間社会連携研究機構、価値創造デザイン人材育成研究機構、未来ビジョン研究センター、附属図書館

部局名	生産技術研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
今井 公太郎	教授	生産技術研究所所属価値創造デザイン推進基盤	価値創造デザイン人材育成研究機構
檜垣 万里子	准教授	生産技術研究所所属価値創造デザイン推進基盤	価値創造デザイン人材育成研究機構
本間 健太郎	准教授	生産技術研究所所属価値創造デザイン推進基盤	価値創造デザイン人材育成研究機構、デジタル空間社会連携研究機構、モビリティ・イノベーション連携研究機構、モビリティ・イノベーション連携研究機構データインフォームド都市・交通学社会連携部門

部局名	先端科学技術研究センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
稲見 昌彦	教授	身体情報学分野	連携研究機構バーチャルリアリティ教育研究センター、インクルーシブ工学連携研究機構、スポーツ先端科学連携研究機構、次世代サイバーインフラ連携研究機構
近藤 薫	教授	先端アートデザイン分野	
吉本 英樹	特任准教授	先端アートデザイン分野	多様性包摂共創センター

部局名	附属図書館		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
荻部 直	教授	副館長	法学政治学研究科、ヒューマニティーズセンター

部局名	相談支援研究開発センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
渡邊 慶一郎	教授	総合窓口	保健健康・推進本部
澤田 欣吾	助教	精神保健支援室	保健健康・推進本部

部局名	総合研究博物館		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
海部 陽介	教授		
森 洋久	准教授		国際ミュオグラフィ連携研究機構

以上

The University of Tokyo Art Center 芸術創造連携研究機構

芸術創造についての最先端知の創出
文系・座学中心という限界を超えて

UTokyo Compass

研究	・総合文化研究科と全学における文理融合の芸術研究 ・芸術家と研究者の協働による「現場」からの知
教育	・前期課程・後期教養教育への芸術実技の導入 ・芸術的感性の豊かな学術的・市民的エリートの育成
社会連携	・多様なセクターとの新たな価値の共創の推進 ・学術資源や教育成果の価値を可視化して内外に発信
運営	・芸術家や異分野の研究者による多様性の拡大 ・アーカイヴやラボ等、学際的な研究教育の環境整備

世界のトップ大学に必須の芸術研究の全学的拠点
国内外に東京大学の新たな知と価値創造を発信

機関連携

東京大学 × 東京芸術大学
● 芸術家による
芸術実技授業の実施
● 芸術家との連携による
共同研究

● 人文知・先端知を活かした
分野融合型の共同研究
● 一般大学における
芸術実技授業の開発



心理学・精神医学・多文化支援分野における芸術に関連した研究を推進するため、連携部局に追加する。

実施内容

共同研究を基本活動とし、加えて
5つの重点活動を行う。

芸術実技の授業

連携研究機構で行った共同研究による価値創造を部局での授業に活用する

アーティスト・イン・レジデンス

国内外の芸術家が滞在して創作活動を行い、本学の学術資源を可視化して世界に発信する



共同研究

国内外の芸大や美術館・博物館等と連携した、研究者・芸術家等による共同研究を行う
異分野間の対話と連携を通して、新たな価値創造を実現する

社会連携

研究成果を社会へ還元すると同時に、社会との連携を通して新たな価値の共創を推進する

アート・ラボ

学生・教員による創作活動を技術的に支援し、芸術創造に関する共同教育研究の拠点を形成する

クリエイティブ・アーカイヴ
● 芸術資源を収集・保存すると同時に公開・活用し、研究と創作を横断する価値創造を実現する

芸術創造連携研究機構



駒場ファカルティ・ハウス

利用料金の値上げなどの変更について

1. 予約申込開始日と宿泊可能日数変更について

稼働率が低い8月、9月及び1月の状況を改善すべく、2026年6月分から、駒場Iキャンパスの部局限定で、国内研究者及びその家族の申込開始日を60日前に変更し、併せて宿泊可能日数を最長10泊までに変更する。

【予約開始申込日の変更】

部局	利用者区分	申込開始日 (現行)	2026年 6月以降	申込方法
駒場Iキャンパス・駒場IIキャンパスの部局	駒場Iキャンパス・駒場IIキャンパスの部局において、教育研究に従事する国外からの研究者及びその家族 ※大学院生を除く。	90日前	90日前	受入教員が駒場ファカルティハウス予約システムから申込
その他の部局	その他の部局において、教育研究に従事する国外からの研究者及びその家族 ※大学院生を除く。	60日前	60日前	
その他	大学院総合文化研究科長が必要と認めた者			
駒場Iキャンパスの部局	駒場Iキャンパスの教職員の紹介による国内研究者及びその家族 ※大学院生を除く。	30日前	60日前	

【宿泊可能日数の変更】

- ・ 利用期間は最長90日とします。同一人の再宿泊は、チェックアウトから6ヶ月間を経た後か、再来日の場合に限りします。
- ・ 国内研究者及びその家族の場合は、**10泊**以内の宿泊に限りします。
- ・ 宿泊を許可された方以外は、宿泊できません。
- ・ 本施設はホテルではありませんので、ホテルと同等のサービスは提供できません。
- ・ 宿泊期間中のベッドメイキング、バス・トイレの清掃及びタオル交換等は原則として3日に一度行います。

2. 利用料金について

光熱水の高騰などに伴いファカルティ・ハウスの収支状況が赤字であるため、2026年8月利用分から、宿泊室利用料金の値上げを行う。

【宿泊室】

室名	面積	室番号	現状 1泊利用料金	2026年8月以降 1泊利用料金
シングルルーム	23.4 m ² 又は 24.7 m ²	201,202,203,204, 205,206,301,302, 303,304,305,306	7,000 円 (税抜)	11,000 円 (税抜)
ツインルーム A	53.2 m ²	207	11,000 円 (税抜)	18,000 円 (税抜)
ツインルーム B	42.0 m ²	307	10,000 円 (税抜)	17,000 円 (税抜)

3. 注意事項の変更について

特定感染症を患っている場合の入室禁止等必要と思われる注意事項を追加し、注意事項を守らない場合は今後の利用ができず、退室いただくことを明記する。

宿泊にあたっては、以下の注意事項を遵守してください。

以下の事項を遵守しない行為が確認された場合は、当施設内への今後のご入室をお断り、または、ご退室をお願いいたしますのでご注意ください。

1. 完全禁煙につき、喫煙しないこと。
2. 宿泊者以外の者を宿泊室に入室させないこと。
1. 常に清潔及び整理整頓を心がけ、備品等は丁寧に利用すること。
2. 特別清掃の必要が生じた場合には、当該費用を負担すること。
3. 洗濯機・乾燥機の利用の際は、破損しないように、留意すること。
4. 設備、家具、リネン類に損害を与えた場合は、これを弁済すること。
7. 旅館業法上の特定感染症を患っている場合は、入室しないこと。
(ご入室され、設備、家具、リネン類の廃棄が必要となった場合は、実費相当額をご負担いただきます。)
8. 威圧的な言動・風紀を乱すような行為、または他の利用者に嫌悪感を与え、もしくは迷惑(騒音なども含む)になるような行為をしないこと。

4. キャンセル料規定の変更について

宿泊前日（休館日を除く）キャンセル料金を利用料金の 20%から 50%に変更し、注意事項違反による退室の場合、宿泊料の返金がないことを明記する。

【キャンセル料規定】

キャンセル料は、以下のとおり、定めています。

ただし、注意事項違反による退室の場合、宿泊料は一切返金しません。

キャンセル日	キャンセル料金（現状）	2026年8月以降
宿泊日の15日以前（休館日を除く）	利用料金の0% （キャンセル料金は発生しません）	利用料金の0% （キャンセル料金は発生しません）
宿泊日の14日前～2日前（休館日を除く）	利用料金の10%	利用料金の10%
宿泊日前日（休館日を除く）	利用料金の20%	利用料金の 50%
宿泊日当日またはご連絡なし	利用料金の100%	利用料金の100%
宿泊日のみ変更し、宿泊数に変更がない場合	既支払料金を充当	既支払料金を充当



退職教職員送別パーティー

今年度3月で定年等により退職される教職員の方々をお送りする「退職教職員送別パーティー」を下記により開催いたします。

日時：令和8年3月12日(木)
18:00～20:00(教授会終了後)

場所：駒場ファカルティ・ハウス セミナー室

会費：教授、准教授、講師・・・8,000円
上記以外の教員 ……6,000円

2026年2月19日

拡大教授会・教授会構成員 各位

研究科長

3月12日の拡大教授会・教授会について

3月12日の拡大教授会・教授会は、Zoomによるオンライン形式および102号館3階教授会室での対面形式を併用したハイブリッド形式により開催します。

下記の通り必要な対応等をお知らせしますので、あらかじめご確認のうえご出席頂きますようお願いいたします。

記

Zoomによるオンライン形式で出席する場合

特段必要な対応等はありません。

102号館3階教授会室で出席する場合

●ご持参頂くもの

- ・資料閲覧用の端末（ノートパソコン、タブレット端末等）
※あらかじめ資料のダウンロードをお願いします。
- ・出席登録、投票フォーム入力用のスマートフォン
- ・（必要に応じ）モバイルバッテリー

●当日の注意点

①各種フォームへの入力

当日配付するQRコードを読み取り、ご自身のスマートフォン等から行って頂きます。

- ・拡大教授会：出席登録フォーム
- ・教授会：定足数登録フォーム ※人事投票フォームは定足数登録フォーム回答後に表示されます。

UTokyo アカウント（UTAS 等で使用する10桁のID+パスワード）によるログインが必要になります。事前にIDとパスワードのご確認をお願いします。

②Zoomへの接続

ネットワークトラブル防止のため、教授会室内ではZoomに接続しないで下さい。

- ・Zoomによる画面共有が出来ないため、各出席者による当日の資料投影は出来ません。
- ・資料を投影したい場合は、あらかじめデータを総務チーム ([soumu.c\(at\)gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:soumu.c(at)gs.mail.u-tokyo.ac.jp) (at)は@に置き換えて下さい)宛てにお送り下さい。

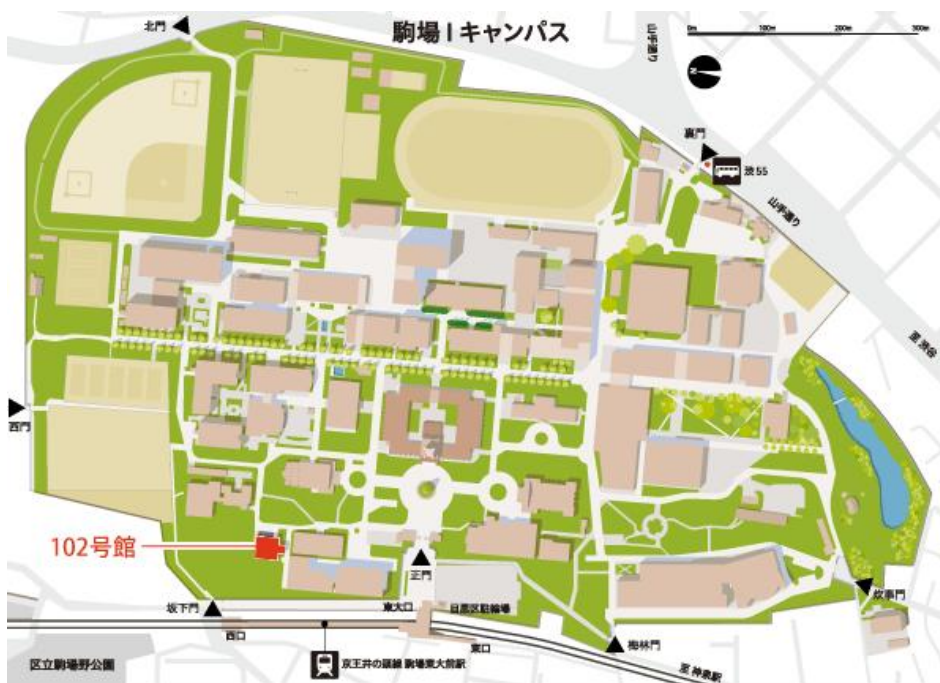
③電子機器類の充電

設備の仕様上、教授会室では電気容量が不足しており、電子機器類を充電頂くことが出来ません。必要に応じモバイルバッテリーをご持参頂くか、タブレット端末等予備の端末もご持参下さい。

④ネットワークに障害が発生する可能性があるため、教授会室内ではテザリングはしないで下さい。

⑤102号館にはエレベーターがありません。教授会室への移動に補助が必要な場合は、あらかじめ総務チーム ([soumu.c\(at\)gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:soumu.c(at)gs.mail.u-tokyo.ac.jp) (at)は@に置き換えて下さい) までお知らせ下さい。

<102号館3階教授会室アクセスマップ>



以上

教養教育高度化機構シンポジウム

環境とエネルギーの相克と相溶 —2050年に向けての展望—

日時 **2026年3月9日(月)**
10:00~17:00

会場 東京大学教養学部13号館 1313 教室
※ハイブリッド開催

主催 東京大学大学院総合文化研究科・
教養学部 附属教養教育高度化機構

共催 東京大学サステイナブル未来社会創造プラットフォーム

参加費 無料(要事前登録)

参加登録 <https://forms.gle/MkV6xt2VN2GzPmEa8>



【プログラム】

- | | |
|-------|--|
| 10:00 | 開会挨拶 大学院総合文化研究科・教養学部長 寺田 寅彦 |
| 10:10 | 「教養教育高度化機構について」
教養教育高度化機構長・教授 増田 建 |
| 10:30 | 「Urban-Rural の未来」
未来ビジョン研究センター長・教授 福士 謙介 |
| 11:10 | 「ミライ・ハビタット：自律共創の仕組み」
執行役・副学長・大学総合教育研究センター長
空間情報科学研究センター・特任教授 浅見 泰司 |
| 11:50 | 昼食 |
| 13:30 | 「水と持続可能な開発」
気候と社会連携研究機構長 工学系研究科・教授 沖 大幹 |
| 14:10 | 「気候の危機にどう向き合うか」
未来ビジョン研究センター・教授 江守 正多 |
| 14:50 | 「日本の再生可能エネルギー技術開発戦略」
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部長 山田 宏之 |
| 15:30 | ポスターセッション コーヒーブレイク |
| 16:00 | パネル討論「環境とエネルギーの相克と相溶」
司会 環境エネルギー科学特別部門長・教授 瀬川 浩司 |
| 17:00 | 閉会 |

教授選考内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：基準の明確化その他字句の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 26 年 2 月 21 日 改正 平成 19 年 4 月 19 日</p> <p>教授の選考は特に人物、研究業績、教育経験、<u>学部行政</u>への関心等を考慮して慎重に行う。よって選考基準を下記の如く定める。</p> <p style="text-align: center;">選 考 基 準</p> <p>1. <u>本研究科准教授の中から選考する場合は、少なくとも下記の諸条件を満たすことを要する。</u></p> <p>(1) <u>大学卒業後</u> <u>ほぼ 15 年以上</u> を経ていること。 但し <u>他の条件において特に優れている場合は、</u> 適当に短縮し得る。</p> <p>(2) 准教授として在職 2 年以上経ていること。</p> <p>(3) 学位を有する <u>か、或いは</u> 学位論文と同等もしくはそれ以上の研究業績の発表のあること。</p> <p>2 本 <u>学部</u> 准教授として在職 10 年以上の経験を有し、且つ教育業績が特に顕著である者は、前条第 3 <u>項</u> の条件について不十分であっても、特別に選考し得る。 但し当分の間、事情により上記年限は若干短縮し得る。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 26 年 2 月 21 日 改正 平成 19 年 4 月 19 日 <u>改正 令和 8 年 月 日</u></p> <p>教授の選考は特に人物、研究業績、教育経験、<u>部局行政</u>への関心等を考慮して慎重に行う。よって選考基準を下記の如く定める。</p> <p style="text-align: center;">選 考 基 準</p> <p>1. <u>本研究科准教授の中から選考する場合は、下記の各号すべてを満たすことを要する。</u></p> <p>(1) <u>学部卒業後</u> 15 年以上を経ていること。 但し <u>業績や経験等に照らして適切と考えられる場合は、</u> 適当に短縮し得る。</p> <p>(2) <u>本研究科准教授として在職 2 年以上</u> 経ていること。 <u>但し業績や経験等に照らして適切と考えられる場合は、</u> 適当に短縮し得る。</p> <p>(3) <u>博士学位を有すること、または</u> <u>博士学位論文と同等もしくはそれ以上の研究業績の発表のあること。</u></p> <p>2 本 <u>研究科</u> 准教授として在職 10 年以上の経験を有し、且つ教育業績が特に顕著である者は、前条第 3 <u>号</u> の条件について不十分であっても、特別に選考し得る。 但し当分の間、事情により上記年限は若干短縮し得る。</p>

3 本学部以外（他学部及び他の大学、研究所等）から教授を選考する場合にも、第1条の基準を準用する。

(略)

3 本研究科以外（他部局または他の大学・研究所等）から教授を選考する場合には、第1条第1号及び第3号の基準を準用する。

(略)

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：共用スペースの利用範囲について、現状の需要に合わせて金額修正等の所要の改正及び字句修正を行うものである。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。</p> <p>2 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>3 委員会は、委員長が招集し、会務を統括する。</p> <p><u>3</u> 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(略)</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第6条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置く。</p> <p>(1) 共用スペース第1専門委員会（主に共通教育などを担当）</p> <p>(2) 共用スペース第2専門委員会（主に理系の施設を担当）</p> <p>(3) 共用スペース第3専門委員会（主に文系の施設を担当）</p> <p>(略)</p> <p>了 解 事 項</p> <p>1 共用スペースのプロジェクト研究は、<u>1億円</u>以上の概算要求 <u>(理系)</u> 及び特別推進等の科学研究費またはそれと同程度の他省庁とのプロジェクト等による研究、その他専攻会議で必要と認めたプロジェクト研究とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。</p> <p>2 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>3 委員会は、委員長が招集し、会務を統括する。</p> <p><u>4</u> 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>(略)</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第6条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置く <u>ことができる</u>。</p> <p>(1) 共用スペース第1専門委員会（主に共通教育などを担当）</p> <p>(2) 共用スペース第2専門委員会（主に理系の施設を担当）</p> <p>(3) 共用スペース第3専門委員会（主に文系の施設を担当）</p> <p>(略)</p> <p>了 解 事 項</p> <p>1 共用スペースのプロジェクト研究は、<u>年間3,000万円</u>以上の概算要求及び特別推進等の科学研究費またはそれと同程度の他省庁とのプロジェクト等による研究、その他専攻会議で必要と認めたプロジェクト研究とする。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和8年〇月〇日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則

平成17年2月17日制定

令和8年〇月〇〇日改正

(設置)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科組織規則第16条第2項及び東京大学教養学部組織規則第18条第2項に基づき、共用スペース運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、広義の共用スペース（キャンパス全てのスペース）及び特に定める共用スペースについて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 既存施設の有効、かつ効率的な利用の促進
- (2) 共同利用スペースの利用計画及び維持・管理計画の策定
- (3) プロジェクト研究スペースの確保及び利用者の決定

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、会務を統括する。
- 4 委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副研究科長
- (2) 専攻長及び系長
- (3) 教育研究評価委員会委員長
- (4) 財務委員会委員長
- (5) 研究棟管理運営委員会委員長
- (6) 駒場キャンパス計画室長
- (7) その他委員会が必要と認める者 若干名

(専門委員会)

第6条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置くことができる。

- (1) 共用スペース第1専門委員会（主に共通教育などを担当）
- (2) 共用スペース第2専門委員会（主に理系の施設を担当）
- (3) 共用スペース第3専門委員会（主に文系の施設を担当）

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部経理課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年〇月〇〇日から施行する。

了 解 事 項

- 1 共用スペースのプロジェクト研究は、年間3,000万円以上の概算要求及び特別推進等の科学研究費またはそれと同程度の他省庁とのプロジェクト等による研究、その他専攻会議で必要と認めたプロジェクト研究とする。
- 2 共用スペースの配分は、1プロジェクトあたり最高2スパンとし、使用期限は原則的に5年を限度とする。
- 3 委員会は、共用スペースの負担金（負担金の額は、別途定める。）について決定する。

教 B1 号

東京大学教養学部規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由： 教養学部後期課程における学融合プログラムの取得科目・取得単位数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別表第2（第13条、第18条関係）					別表第2（第13条、第18条関係）						
(略)					(略)						
5 学融合プログラム科目表					5 学融合プログラム科目表						
(略)					(略)						
種別	授業科目名	単位数			取得すべき最低単位数	種別	授業科目名	単位数			取得すべき最低単位数
		講義	演習	実験 実習				講義	演習	実験 実習	
学融合プログラム	(略)				14	学融合プログラム	(略)				
	言語の認知科学Ⅰ	2									
	言語の認知科学Ⅱ	2									
	言語の認知科学Ⅲ	2									
	言語の脳神経科学	2									
	進化人類学	2									
	人間行動進化学	2									
	動物行動と認知	2									
	社会神経科学	2									
	認知神経科学	2									
	分子認知脳科学	2									
	発達認知脳科学	2									
	情報認知脳科学	2									
	進化認知脳科学特論Ⅰ	2									
	進化認知脳科学特論Ⅱ	2									
	進化認知脳科学特論Ⅲ	2									
	進化認知脳科学特論Ⅳ	2									
進化認知脳科学演習		2									
(略)					(略)						

グローバル スタ ディーズ	グローバル教養実践演習		2		2	14
	グローバル教養特別講義Ⅰ	2				
	グローバル教養特別講義Ⅱ	2			2	
	グローバル教養特別講義Ⅲ	2				
	グローバル教養特別演習Ⅰ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅱ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅲ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅳ		2			
	グローバル教養特別演習Ⅴ		2			
	後期国際研修		2			
	海外研修Ⅰ		1			
	海外研修Ⅱ		2		2	
	海外研修Ⅲ		3			
海外研修Ⅳ		4				
(略)						

学 融 合 ミ ニ プ ロ グ ラ ム 進 化 認 知 脳 科 学									
	(略)								
	言語の認知科学Ⅰ	2							
	言語の認知科学Ⅱ	2							
	言語の認知科学Ⅲ	2							
	言語の脳神経科学	2							
	進化人類学	2							
	人間行動進化学	2							
	社会神経科学	2							
	認知神経科学	2							
	発達認知脳科学	2							
	進化認知脳科学特論Ⅰ	2							
	進化認知脳科学特論Ⅱ	2							
	進化認知脳科学実演習				2		2		6

東京大学教養学部後期課程における再入学に関する内規（案）

令和__年__月__日 制定

（目的）

第1条 この内規は、東京大学学部通則第9条及び東京大学教養学部規則第19条に規定する再入学に関し、後期課程における取り扱いについて定める。

（再入学の時期）

第2条 再入学の時期は、4月1日とする。

（出願資格）

第3条 再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（1）再入学時において、退学後満1年以上経過していること。

（2）退学時点での残りの在学年限が1年以上あること。

2 出願先は、出願者が退学前に在籍した学科・分科・コース（以下、学科等という）と同一の学科等とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

3 再入学の出願は、1回限りとする。

4 国際日本研究コース及び国際環境学コースへの出願については、令和11（2029）年度以降の再入学を認めない。

（出願手続）

第4条 再入学を志願する者は、再入学願、履歴書（写真貼付）、退学理由が消滅したことの証明書及び当該学科等が指定する書類に検定料を添えて、12月中旬までに願い出なければならない。

（選考方法）

第5条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、再入学時に退学時から満5年以上経過している者については、筆記試験を実施することがある。

2 再入学の可否は、学科等の審査後、後期運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

（在学年限）

第6条 再入学後の在学年限は、退学時点での残り在学期間によって、次のとおりとする。

（1）残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

（2）残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

（休学期間）

第7条 休学期間は、退学前の休学期間と通算して4年を超えることはできない。

（退学前に修得した単位）

第8条 退学前に後期課程において修得した単位は、所属コースの認定により、卒業に必要な単位に算入することができる。

東京大学教養学部前期課程における再入学に関する内規

制定 平成 13 年 2 月 15 日

改正 平成 20 年 6 月 26 日

平成 27 年 12 月 24 日

令和 4 年 1 月 6 日

(目的)

第 1 条 この内規は、東京大学学部通則第 9 条及び東京大学教養学部規則第 19 条に規定する再入学に関し、前期課程における取扱いについて定める。

(再入学の時期)

第 2 条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(出願資格)

第 3 条 再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者でかつ同一科類を志願する者とする。ただし、第 4 条第 2 項の審査において特に認められた場合には、この限りでない。

- (1) 再入学時において、退学後満 1 年以上経過しかつ退学の翌日から起算して満 5 年以内であること。
- (2) 退学時点において前期課程の在学年限まで 1 年以上残していること。ただし、第 7 条の規定により、2 年次への再入学が認められない場合は、2 年以上残していることを要する。
- (3) 第 6 条に定める再入学後の在学年限内に前期課程修了の見込みがあること。

2 再入学の出願は 1 回限りとする。

(出願手続)

第 4 条 再入学を志願する者は、出願に先立ち、再入学希望理由書を提出しなければならない。

- 2 再入学の出願を認めるか否かは、前期運営委員会及び教務委員会の正副委員長並びに学部長の指名する教員による審査に基づき、学部長が決定する。なお、審査にあたっては必要に応じて、再入学を志願する者と面接を行うことができる。
- 3 前項により再入学の出願を認められた者は、再入学願書、再入学後の履修計画書及び退学理由が消滅したことを証明する書類に検定料を添えて、願い出なければならない。

(選考方法)

第 5 条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、面接は、前条第 2 項の審査の際に面接を行った場合は省略することができる。

- 2 前項の書類審査及び面接は教務委員会が行う。
- 3 再入学の可否は、教務委員会による審議後、前期運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

(在学年限)

第 6 条 再入学後の在学年限は、退学時点における前期課程の在学年限までの残り期間によって、次のとおりとする。ただし、第 4 条第 2 項の審査において特に認められた場合には、残りの期間と関係なく、4 年を上限として認められることができる。

- (1) 残りの期間が1年以上1年6ヶ月未満の者は1年
 - (2) 残りの期間が1年6ヶ月以上2年未満の者は1年6ヶ月
 - (3) 残りの期間が2年以上2年6ヶ月未満の者は2年
 - (4) 残りの期間が2年6ヶ月以上3年未満の者は2年6ヶ月
 - (5) 残りの期間が3年以上4年未満の者は3年
- (修業年限)

第7条 再入学後の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に再入学を認める場合は、2年とする。
- (2) 2年次に再入学を認める場合は、1年とする。ただし、退学前に、入学時に示された1年次から2年次へ進級するための条件を満たしている場合に限る。

(休学期間)

第8条 再入学後の休学は、退学前の休学期間と通算して4年を超えない限り、前期課程及び後期課程を通じて1年を超えない範囲で認めることができる。ただし、第4条第2項の審査において特に認められた場合には、退学前の休学期間と通算することなく、前期課程及び後期課程を通じて4年を上限として認めることができる。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第9条 既に修得した授業科目及び単位数は、再入学後においても認めるものとする。ただし、教務委員会の判断によっては、この限りでない。

2 カリキュラムの変更を伴う場合には、教務委員会の議を経て新しいカリキュラムを適用させることができる。

(進学振分け又は進学選択)

第10条 退学前の進学振分け又は進学選択において内定していた場合でも、再入学後には考慮しない。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成17年以前に入学した者の在学年限及び修業年限は、この内規にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科における再入学に関する規程

平成15年10月23日 研究科委員会制定

平成23年6月23日 研究科教育会議改正

平成28年4月28日 研究科教育会議改正

(目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院学則第22条第1号及び東京大学大学院総合文化研究科規則21条に規定する再入学に関し定める。

(入学の時期)

第2条 再入学の時期は、4月1日とする。

(入学資格)

第3条 再入学することのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。なお、再入学の出願は1回限りとする。

(1) 再入学時に、退学後満1年以上経過していること。

(2) 退学時点での残りの在学年限が1年以上あること。

(3) 第6条に定める在学年限内に、修了の見込みがあること。

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、再入学願、履歴書(写真貼付)及び当該専攻(分野)・系等が指定する書類に検定料を添えて、12月中旬までに願出しなければならない。

(選考方法)

第5条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、再入学時に退学時から満5年以上経過している者については、筆記試験を実施することがある。

2 再入学の可否は、各専攻・系等の会議の議を経て、研究科教育会議において決定する。

(在学年限)

第6条 修士課程の再入学後の在学年限は、退学時点での修士課程の残り在学期間によって、次のとおりとする。

(1) 残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

(2) 残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

2 博士課程の再入学後の在学年限は、退学時点での博士課程の残り在学期間によって、次のとおりとする。

(1) 残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

(2) 残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

(3) 残りの在学期間が3年以上4年未満の者は4年

(4) 残りの在学期間が4年以上5年未満の者は5年

(休学期間)

第7条 休学期間は、退学前の休学期間も含めて、修士課程においては通算2年、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

(退学前に修得した単位)

第8条 退学前の専攻・系等において修得した単位は、指導教員の認定により、修士課程又は博士後期課程の単位に算入することができる。